

北陸地方整備局
記者発表・資料配付

・記者発表 ・資料配付 日 時	平成16年10月25日 13時00分
-----------------------	-----------------------

件 名	「平成16年新潟県中越地震」災害状況について(第10報)
-----	------------------------------

取り扱い	発表をもって解禁
------	----------

発表先	新潟県政記者クラブ 新県政記者クラブ
-----	-----------------------

発表概要	平成16年10月23日17時56分頃発生した新潟県中越地方を震源とした地震による北陸地方整備局管内における被害概況について
------	---

問い合わせ先	北陸地方整備局 TEL(代表)025-266-1171		
	所 属	氏 名	電 話
	企画調査官	栗原 淳一	090-3643-3920
	河川計画課長	守安 邦弘	090-3343-2835
	道路計画課長	中前 茂之	090-3343-2836
	港湾空港情報管理官	阿原 進	080-1186-6739

# 北陸地方整備局災害対策本部情報（第10号）

平成16年10月25日12時00分現在

## 1．北陸地方整備局災害対策本部防災状況

国土交通省北陸地方整備局は、10月23日18時00分に災害対策本部を設置した。現在、非常体制を継続中である。

## 2．北陸地方整備局 所管施設関係被害 総括情報

### 【道路関係】

国道8号は通行可能。

国道17号で4箇所が全面通行止。（迂回路あり）

その他の国道や地方道で103箇所が全面通行止。

### 【河川関係】

信濃川堤防（長岡市三俵野町、右岸29.1k）

裏法崩れ（L=150m、天端幅7mのうち4mが崩壊）の応急復旧のため盛土工、シート張工を実施中。

信濃川本川（30k妙見堰）

今後操作不能となる可能性があるため、7番ゲートを除き、（長岡市上水道の取水維持のため）、全開としている。

上記以外にも雨水や水位の上昇により堤体が深刻な事態になる可能性が高い箇所など、特に緊急性の高い7箇所について、直ちに応急復旧を着手あるいは着手予定。

それ以外に箇所についても引き続き詳細に調査を実施し、早期復旧に向けて工法を検討中。

# 【道路関係】

## (直轄国道)

### 全面通行止4箇所

関係事務所	場所	被災概要	復旧状況	交通規制状況
長岡国道事務所	国道17号 (川口町大字天納 263.5kp)	道路崩壊(JRを含む)延長 60~80m	応急対策中	23日午後6時45分から全面通行不可 <b>但し、25日午前1時より緊急車両のみ通行解除</b>
	国道17号 (長岡市妙見町 ~小千谷市三仏生 269.0kp)	越の大橋~小千谷大橋間 路面に割れ目・陥没	応急対策中	23日午後8時20分から全面通行不可
	国道17号 (川口町和南津トンネル 257.0kp)	トンネル内のコンクリート剥離(崩落) 和南津大橋に段差(10~20cm)	応急対策中	23日午後7時から全面通行不可 <b>24日午後3時20分から和南津大橋で1車線のみ通行可</b>
	国道17号 (小千谷市道の駅「ちぢみの里おぢや」 付近 265.2kp~川口町牛ヶ島 262.5kp)	路面段差(30cm) のり面に亀裂	応急対策中	23日午後11時25分から全面通行不可

### 全面通行止からの規制解除9箇所

関係事務所	場所	被災概要	復旧状況	交通規制状況
長岡国道事務所	国道17号 (長岡市高畑~十日町地内 276.0kp)	道路段差(15~40cm)	応急対策中	24日午前0時50分から全面通行不可 <b>24日午後5時から上り線のみ通行可</b>
	国道17号 (小出町虫野 243.8kp)	板木橋で段差(20cm)	応急復旧完了	23日午後7時20分から全面通行不可 <b>24日午後2時から通行可</b>
	国道8号 (中之島町灰島新田~見附市上新田南 49.8kp~50.8kp)	見附大橋のジョイント部段差、路面隆起	応急対策中	23日午後8時5分から全面通行不可 <b>24日午後6時36分から上り線のみ通行可</b>
	国道8号 (長岡市宮本 69.0kp)	観音橋のジョイント部の隆起、路面陥没 (10cm)	応急対策中	23日午後8時58分から全面通行不可 <b>25日午前4時30分から片側交互通行可</b>
	国道8号 (長岡市宮本 69.1kp)	宮本橋で段差(15cm)	応急対策中	23日午後8時58分から全面通行止め <b>25日午前0時45分から片側交互通行可</b>
	国道8号 (柏崎市比角 94.9kp)	比角(ひすみ)跨線橋で段差	応急復旧完了	23日午後8時25分から全面通行不可 <b>23日午後10時から通行可</b>
	国道8号 (長岡市大積 73.7kp)	大積橋で段差、路面陥没	応急対策中	23日午後11時35分から全面通行不可 <b>25日午前0時45分から片側交互通行可</b>

	国道8号 (柏崎市半田～希望ヶ丘 92.8～93.4kp)	柏崎バイパス排水施設付近の沈下	応急対策中	24日午前7時5分から全面通行不可 <b>24日午後5時から通行可</b>
	国道116号 (柏崎市長崎 1.32kp)	横断函渠部で路面陥没、道路下空洞	応急対策中	23日午後8時45分から長崎新田～上高町交差点 全面通行不可 <b>24日午後7時15分から通行可</b>

## ( 補助国道及び地方道 )

### 全面通行止 103箇所

	全面通行止め箇所数	現在までの規制箇所数	現在までの解除箇所数
補助国道	27	42	15
地方道	76	99	23
合計	103	141	38

## 【河川関係】

### 被害状況（総括）

#### 【直轄河川】

河川	被害状況（箇所）			
	亀裂・クラック	法面崩壊、沈下	堰・水門等施設	計
信濃川	55	15	5	75
魚野川	29	4	3	36
合計	84	19	8	111

#### 主な被害状況

- 1) 信濃川（長岡市三俵野町、右岸 29.1k）  
裏法崩れ（L = 150m、天端 4m（天端幅 7m））。  
盛土工、シート張工実施中。
- 2) 信濃川本川（30k 妙見堰）  
操作不能となる可能性があるため、異常のない 7 番ゲートを除き全開としている。  
（操作不能であったが、1 番ゲートは 13:25 に復旧。）
- 3) 上記以外にも雨水や水位の上昇により堤体が深刻な事態になる可能性が高い箇所など、特に緊急性の高い 7 箇所については、直ちに応急復旧を着手あるいは着手予定。  
それ以外に箇所についても引き続き詳細に調査を実施し、早期復旧に向けて工法を検討中。

#### 【補助河川】

都道府県	河川	被害状況（箇所）			
		亀裂	河川埋塞・沈下	堰、水門等施設	計
新潟県	刈谷田川	3	0	0	3
新潟県	釜沢川	0	1	0	1
新潟県	渋海川	1	1	0	2
新潟県	朝日川	0	1	0	1
新潟県	その他 19 河川	8	25	1	34
合計	23 河川	12	28	1	41

#### 被害のあった河川 23 河川

刈谷田川、栖吉川、浦瀬川、椿田川、太田川、釜沢川、稲葉川、渋海川、黒川、朝日川、野辺川、茶郷川、道見川、田河川、和田川、越又川、破間川、芋川、赤沢川、東川（以上信濃川水系）  
鯖石川、石黒川、石川（以上鯖石川水系）

河川埋塞・沈下には、堤防欠壊箇所・噴砂箇所を含む 堰、水門等施設の 1 箇所は落合橋の落橋

#### 北陸地方整備局の関係機関との連携

Jパワー（電源開発）に対し、管内の 3 ダム（黒又第一ダム、黒又第二ダム及び二居ダム）について、台風の襲来にともなう水位の上昇に備え、ダム貯水を極力事前に放流し、洪水時には極力ダムに貯留することを要請した。

# 北陸地方整備局災害対策本部情報（第10号）

平成16年10月25日12時00分現在

## 1. 北陸地方整備局災害対策本部防災状況

国土交通省北陸地方整備局は、10月23日18時00分に災害対策本部を設置した。現在非常体制を継続中である。

## 2. 北陸地方整備局管内各事務所の防災体制状況

北陸地方整備局管内の各事務所の防災体制は次のとおりである。

県名	事務所名	防災体制状況
新潟県	高田河川国道事務所	注意・ <span style="border: 1px solid black;">警戒</span> ・非常
	信濃川河川事務所	注意・警戒・ <span style="border: 1px solid black;">非常</span>
	信濃川下流河川事務所	<span style="border: 1px solid black;">注意</span> ・警戒・非常
	湯沢砂防事務所	注意・ <span style="border: 1px solid black;">警戒</span> ・非常
	長岡国道事務所	注意・警戒・ <span style="border: 1px solid black;">非常</span>
	新潟国道事務所	注意・ <span style="border: 1px solid black;">警戒</span> ・非常
	越後丘陵公園事務所	注意・ <span style="border: 1px solid black;">警戒</span> ・非常
北陸地方整備局管内各防災体制別事務所数		1      4      2

ただし、防災体制状況においての各体制の基準は以下のとおり。

体制基準	地震災害時	風水害時
注意体制	・震度4の地震により大きな被害が発生した場合	・河川が警戒水位に達すると予想される、又は道路通行規制を行う必要が予想される、又は海洋で油流出の恐れがある場合等
警戒体制	・震度5弱又は5強の地震が発生した場合	・警戒水位以上の高水が予想される、又は道路交通規制を行う必要性がきわめて高くなった、又は海洋で大規模な油が流出した場合等
非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合	・洪水により重大な被害が発生、又は道路で広範囲にわたって被害が発生、又は海洋に油回収船を出動させる見込みがある場合等